第５　試験種目及び出題分野等
１　第１次試験　基礎能力試験及び作文試験
⑴　対象者　受験申込者全員
⑵　方法
ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。
なお、作文試験の評定結果は、第１次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。
⑶　試験期日　平成27年９月13日（日）
⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地（その周辺地を含む。）とする。

受験者の区分	試験地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市　神戸市　奈良市　大津市　和歌山市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市　岐阜市　福井市　金沢市　富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　佐賀市　長崎市　大分市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市　山形市　盛岡市　秋田市　青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市　旭川市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　徳島市　高知市　松山市

⑸　第１次試験合格者発表　平成27年10月８日（木）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
２　第２次試験　人物試験
⑴　対象者　第１次試験の合格者
⑵　方法　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日　平成27年10月16日（金）から同月29日（木）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
⑷　試験地　第１次試験の試験地に同じ。
なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。
３　最終合格者発表　平成27年11月13日（金）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。
第７　受験申込手続
１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合
⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）
⑵　申込受付期間　平成27年７月14日（火）午前10時00分から同月23日（木）まで
なお、申込みは、平成27年７月23日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
２　申込書を郵送する方法による申込みの場合
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（一般職試験（高卒者））」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。
⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所
⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
なお、封筒の表に「一般職試験（裁判所事務官）受験」と朱書する。
⑷　申込受付期間　平成27年７月14日（火）から同月17日（金）まで
なお、平成27年７月17日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
３　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。
４　受験申込受理後の試験地の変更の禁止　受験申込みが受理された後は、申込時に選択した試験地の変更は認めない。
第８　その他
１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局任用課試験第二係（03―3264―8111（内線3322））に行うこと。
２　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区六本木一丁目８番７号**株式会社新中袖発電所**の千葉県袖ケ浦市中袖５番２号新中袖発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成27年５月20日
千葉地方法務局木更津支局

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に愛媛県西条市ひうち８番地６ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社西条工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成27年５月20日
松山地方法務局西条支局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第３４７号
埼玉県川口市西青木２―13―１
申立人　埼玉県川口県税事務所長　山崎　高章
本籍埼玉県川口市本町３丁目124番地、最後の住所埼玉県川口市上青木西２丁目６番15号メゾンＩＫＫＩ―Ⅱ302号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日平成24年３月４日、出生の場所埼玉県川口市、出生年月日昭和36年３月５日、職業不詳
被相続人　亡　姫沼　充男
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７―12―９浦和シティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中山　福二
さいたま家庭裁判所

平成２７年（家）第４１３号
東京都小金井市貫井南町４丁目３番13号
申立人　増田　義雄
本籍東京都墨田区押上１丁目39番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区辻３丁目８番２号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日平成27年２月６日、出生の場所埼玉県浦和市、出生年月日昭和20年４月18日、職業無職
被相続人　亡　柏木　黎子
事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町２―96―１　三井生命大宮宮町ビル５階　弁護士法人アヴァンセリーガルグループ埼玉支部
相続財産管理人　弁護士　仁藤　仁士
さいたま家庭裁判所